

文教厚生委員会 会議録

日 時 令和3年11月4日(木)

午前10時00分開会, 午前10時27分閉会

場 所 第1委員会室

-
- 1 開 会
 - 2 委員長挨拶
 - 3 協議事項
 - (1) 教育委員会関係
 - (2) 保健福祉部関係
 - (3) その他
 - 4 閉 会

出席委員(8名)

委員長	下村	壽郎
副委員長	奥谷	崇
委 員	田子	優奈
委 員	目黒	英一
委 員	矢口	勝雄
委 員	塚原	圭二
委 員	鈴木	一彦
委 員	福田	一夫

欠席委員(なし)

説明のため出席した者(9名)

教育長	入野	浩美
教育部長	望月	亮一
教育総務課長	藤井	徹
スポーツ振興課	大橋	博
保健福祉部長	塚本	哲生
高齢福祉課長	塚本	浩幸

健康増進課長	水田 和広
こども未来部長	加藤 史子
こども政策課長	菊田 宏巳

事務局職員出席者

主 幹 鈴木 優大

傍聴者（なし）

○**下村委員長** ただ今から文教厚生委員会を開催いたします。まず、教育委員会から行います。資料は文教厚生委員会、令和3年、11月4日開催、教育委員会をお願いいたします。早速、報告事項に入ります。まず、1専決処分の報告について（下高津小学校施設管理に係る損害賠償の和解）を執行部より説明願います。

○**藤井教育総務課長** 資料①をお願いいたします。下高津小学校施設管理に係る損害賠償の和解について、説明させていただきます。事故は、令和3年7月14日午後3時頃、下高津小学校内において発生しました。4の事故の概要につきましては、下高津小学校駐車場において、桜の木が折れて落下し、下に駐車していた相手方の車両に接触し、車両の一部が破損したものです。2ページが位置図、3ページが事故写真です。被害の内容ですが、自動車後部の天井、トランクの損傷とバンパーのゆがみが、生じました。1ページにお戻り願います。5の和解の概要ですが、土浦市は相手方に対し、59万5,000円を支払うものです。説明は以上でございます。

○**下村委員長** ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか。

○**目黒委員** こちらの枝なのですけれども、車を実際に止めるスペースの上にあった枝だと思えるのですけれども、これだけの損傷があるにあたって、相当大きな枝だったと思えるのですけれども、風か、それとも何か原因で落ちたのか。また、そういったことは想定できなかったのか、お聞かせいただけたらと思います。

○**藤井教育総務課長** 枝の長さは2、3メートルございまして、落下の場所ですが10メートル以上という高さから落ちて損傷が大きくなったものと思われまして。枝の管理につきましては、学校で日常的に目視点検をお願いしているところですが、それまでの強風等によりまして、枝が痛みまして落下したものと思っております。事故の再発防止につきましては、今後更に学校での目視点検の強化をお願いしたところでございます。

○**目黒委員** それでは、この日は特に天候も荒れていなくて、本当に自然的に落ちたという感じでよろしいですかね。

○**藤井教育総務課長** 当日は、特に風が強いというようなことは、報告は受けておりま

せん。前日までの強風等で、枝が痛んだというものと想定しています。

○目黒委員 ほかの枝も、そういう恐れがある所もまた改めて確認の方をお願いいたします。

○下村委員長 ほかにございますか。

(「なし」の声あり)

○下村委員長 ないようですので、次に、2専決処分の報告について(都和小学校施設管理に係る損害賠償の和解)を執行部より説明願います。

○藤井教育総務課長 資料②をお願いいたします。都和小学校施設管理に係る損害賠償の和解について、説明させていただきます。事故は、令和3年9月16日午後2時27分頃、都和小学校内において発生しました。4の事故の概要につきましては、都和小学校駐車場において、職員が駐車場の北側フェンスの約1メートル幅の箇所を刈払機で草刈りをしていたところ、石が相手方の車両のリアガラスに当たり、ガラスが全損したものです。2ページが位置図と事故写真です。1ページにお戻り願います。5の和解の概要ですが、土浦市は相手方に対し、24万9,000円を支払うものです。再発防止について、今後は車が近くにある場合は、移動させてから作業を行うよう、職員に周知しました。説明は以上でございます。

○下村委員長 ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか。

(「なし」の声あり)

○下村委員長 次に、その他に移ります。霞ヶ浦文化体育会館の大体育室と小体育室の休館について執行部より説明願います。

○大橋スポーツ振興課長 資料③でございます。霞ヶ浦文化体育会館の大体育室と小体育室の休館について、こちらのお知らせでございます。来たる12月1日から9か月間掛けまして、令和4年8月31日まで大体育室と小体育室共に、冷暖房施設の新設と照明のLED化の改修工事を行うため休館となります。どうぞよろしくをお願いいたします。

○下村委員長 ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか。

(「なし」の声あり)

○下村委員長 これは、もう悲願でしたので、大変良かったと思います。ありがとうございます。次に、保健福祉部を行います。資料は文教厚生委員会、令和3年、11月4日開催、保健福祉部をお願いします。では、議事関係令和3年度土浦市一般会計補正予算第9回案について、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業、新型コロナウイルスワクチン接種事業を執行部より説明願います。

○水田健康増進課長 保健福祉部の資料1-1をお願いいたします。補正予算議事関係令和3年度土浦市一般会計補正予算第9回案、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業と新型コロナウイルスワクチン接種事業について御説明させていただきます。補正の理由についてでございます。御案内のとおり、接種事業につきましては、第6回補正におきまして、12歳以上の市民の方が2回接種できる予算を確保させていただいております。また、接種体制確保事業につきましては、9月定例会の第7回補正で、11月末までの予算を確保している状況です。おおむね、1,2回目の接種完了が見込まれ

る中、国は、9月22日の自治体説明におきまして、3回目の接種について、2回目接種完了から概ね8カ月以上経過後に、3回目接種を来年7月まで実施すると説明がありました。これを受け、本年12月から令和4年3月までに必要となる、接種費用等と接種体制確保に係る予算をお願いするとともに、令和4年度の接種体制を確保するため、債務負担行為で期間と限度額を設定させていただくものです。2番の事業概要です。接種事業については、個別接種を実施している協力医療機関での接種委託料と、イオンでの集団接種に協力いただいている医療従事者への報償費となります。財源はこれまでと同じく、国庫負担金10分の10となります。接種体制確保事業については、3回目接種に必要な接種券の発送費用や、人材派遣や電算システム改修委託料となり、財源は国庫補助金10分の10となります。債務負担行為については、令和4年度当初からの接種体制確保に係る契約等の準備行為のため、設定するものです。3番の補正予算額です。ワクチン接種事業については、歳入歳出同額の1億312万6,000円、接種体制確保事業については、歳入歳出同額の1億3,298万6,000円、債務負担行為については、接種体制確保事業の令和4年度分として、限度額を6,084万2,000円とするものです。つづきまして、資料1-2をお願いいたします。3回目接種の医療従事者の接種体制一覧となります。細かい表で見づらくて申し訳ございませんが、各群市医師会ごとにそれぞれの接種体制を、調査したものをまとめたものでございます。3回目の接種は、先ほども申し上げましたとおり2回目接種完了から8か月以上を経過した方から始まりますので、本年3月5日から接種を開始した医療従事者からとなります。その接種体制ですが、国は医療従事者等は勤務地も可としながらも、基本は、住所地で追加接種できるようにすることとしております。一方、茨城県は、県内での体制を、勤務地接種か住民接種のどちらかに統一を図ろうとしましたが、それができなかったことから、44市町村に対してどちらを選択するかという調査を実施した結果が、お示ししている資料となるものでございます。用語の説明は一番下に記載をさせていただいておりますが、勤務地接種は、医療従事者自身が勤務している医療機関で接種をするものでございます。住民接種は、医療従事者が住んでいる市町村で接種をするものです。その選択に当たりましては、土浦市医師会と協議を行い、医師会総意の上、本市は1,2回目と同じ体制である勤務地接種を選択しました。隣接する市町村では、つくば市と阿見町が住民接種を採用しております。表でいきますとナンバーの12番がつくば市の医師、つくば市とつくばみらい市。ナンバーの20番が稲敷医師会。稲敷市、阿見町、美浦村、河内町。つくば市と阿見町が住民接種を採用しており、そのことにより、つくば市と阿見町の医療機関に勤務する土浦市民は、勤務先で接種できないというデメリットが生じてしまいます。それを回避するため、本市では、そのような方が接種できるように、勤務地接種を選択しながらも、住民接種も併用させていただき、市内協力医療機関や集団接種会場で接種できる体制を確保してまいります。この部分が、本市にとって負担増となるところです。医療従事者に接種を開始する前には、混乱を避けるため、丁寧かつ早期に、情報を発信してまいりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○下村委員長 ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか。

○矢口委員 今、御説明があった医師会の接種体制の件なんですが、今の例で言われた逆のパターン、要は市内の医療機関にお勤めで、つくば市、阿見町にお住まいの方の扱いというのは、どのように考えたらよろしいでしょうか。

○水田健康増進課長 つくば市と阿見町にお住まいで、土浦市内の医療機関にお勤めの方は、基本勤務地接種をとっていただくものと考えております。

○矢口委員 分かりました。ありがとうございます。

○下村委員長 ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか。

(「なし」の声あり)

○下村委員長 次に、公用車交通事故に係る損害賠償について執行部より説明願います。

○塚本高齢福祉課長 資料2 公用車交通事故に係る損害賠償についてをお開き願います。令和3年度専決処分の報告についてでございます。本件は地方自治法180条第1項の規定に基づき、公用車交通事故に係る損害賠償の和解について専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。報告第43号の和解につきましては、本年6月4日に、中村西根地内において介護保険認定調査のため公用車で移動中、信号待ちから再発進した際に、前方の車両と接触したもので、既に第3回定例会において対物賠償の和解について報告させていただいているところです。その後、相手方の治療が終了し、対人賠償として治療費等81万6,225円を支払い、和解したものでございます。今後とも、十分注意して公用車の運転に努めるよう指導、徹底をしてまいりたいと思います。報告は以上でございます。

○下村委員長 ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか。

(「なし」の声あり)

○下村委員長 以上で提出された資料の説明は終了しました。その他何か執行部からありますか。

○菊田こども政策課長 こども未来部のフォルダーの中に資料を、キッズスペースうららかデッキの利用開始についてというものをお願いいたします。本年8月31日の事前文教厚生委員会でお伝えしました、今年度更新する市役所本庁舎1階のキッズスペースについて、次のとおり利用開始となるものでございます。1番の利用開始日は、令和3年11月8日月曜日からということです。事前文教厚生委員会の時には、11月中旬からということでお伝えさせていただきましたが、当初予定よりも少し予定が早まりました。2番の設置場所は、本庁舎1階のこども包括支援課前でございます。3番のその他につきましては、利用者に愛着を持っていただきたいという思いから、うららかデッキと愛称を付けさせていただきました。理由としましては、土浦市の浦、市役所があるうららビル、のどかな気持ちで休息できるよううららかさという言葉、そしてウッドデッキの活用、これらからうららかデッキと名付けさせていただきました。イメージにつきましては、その下の図のとおりでございます。以上、報告させていただきます。

○下村委員長 ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか。

(「なし」の声あり)

○下村委員長 ほかに委員の皆さんから執行部に何かありますか。

○矢口委員 この接種率の資料は、市民に公にしている資料ですかね。

○水田健康増進課長 失礼をいたしました。10月31日末現在の年代別の接種率の方を、情報提供という形で置かせていただいております。お問い合わせ等いただいたときには、御利用いただければと思いますので、よろしくをお願いします。

○鈴木委員 今のじゃはっきりしないんだけど、どうなんだ。

○塚本保健福祉部長 補足ですが、全体に知らしめるような出し方は避けていただきたいと思うんです。いろんな数値が、接種率でも微妙に出し方が違いますので、一人歩きがちょっと怖いなと思いますので、個別に市民の方から問い合わせでは、こんな感じになっているよとお伝えをしていただくのは構いませんが、そういう扱いをしていただければと思います。

○鈴木委員 確認として、SNSとかそういうのには載せないということだよな。

○塚本保健福祉部長 そのとおりでございます。

○下村委員長 市のホームページ等で、平均的な数値とかが公表されていますし、そういったところでの利用はいいけれども、これはあまり公にしてもらいたくないというお考えですね。分かりました。

○矢口委員 ついでと言えば申し訳ないですが、お伺いしてもよいでしょうか。1回目と2回目との数字の差なのですが、今進めている若い人たちは当然差があつてしかるべきだと思うのですが、高齢者にも若干の差があるというのは、どういうふうな解釈でしょうか。

○水田健康増進課長 高齢者につきましても、まだ接種の方が進んでおります。このタイミングで接種を開始している方がいらっしゃいますので、数字の方は若干伸びている状況になってございます。

○下村委員長 少しいいのですか。今、1回目と2回目の話がありまして、2回目は例えば90歳以上の方が、接種率が1回目より下がっているのです、そういうお話があったのでしょうか。

○矢口委員 そうじゃなくて、また1回目しか受けていない人がこの表で分かるので、ただ高齢者もそういう人がいるのかなという意味で質問しました。

○目黒委員 医療従事者の接種の件なのですけれども、1回目、2回目をどこで接種したかというデータとかも残ってらっしゃると思うのですけれども、市内勤務の方、市外勤務の方にどのような通知の仕方、3回目となるとそれぞれ接種の期間も若干ずれがあると思うのですけれども、もし決まっているのであれば教えていただけたらと思います。

○水田健康増進課長 3回目の接種につきましては、2回目の接種が終了した最初の方という形になりますので、先ほど御説明の中でも申し上げましたとおり、3月5日から1回目の接種がスタートしておりますので、その21日後の3月26日が2回目の接種の完了日となります。その方が8か月後というかたちになりますと、11月26日以降が3回目の接種が可能になる日時となります。そのデータにつきましては、全て国が管理しております接種記録システム、いわゆるVRSというものでデータを全て読み込んでございますので、早い方からの接種券の発行というのは、日時を指定してできる

形になります。そういうシステムを今、構築している最中でございます。それに基づいて早い方から接種券を印刷をして、それぞれ住所地の方にお送りするというかたちになりますので、土浦市に在住の方につきましては、土浦市から全て接種券の方を発行させていただきます。つくば市在住の方で、早めに接種を済ませた方、例えば土浦協同病院に勤めつつくば市在住の方は、つくば市からそれに合わせて接種券の方が送付される形になるよう構築している最中でございます。

○目黒委員 ありがとうございます。

○下村委員長 ほかによろしいですか。それでは、文教厚生委員会を閉会といたします。